Ueno Toshihiko; uenot@mc.neweb.ne.jp; http://www.geocities.jp/collegelife9354/index.html

3. 明治期の日露外交関係

3.1. ペテルブルク条約（通称：千島樺太交換条約）

3.1.1. 明治維新後の北海道

明治維新後、蝦夷を北海道と改称し、11 国に分割
　色丹島と歯舞群島は花咲郡として、根室国に含まれる
　国後島、択捉島は、千島国となる
明治政府は北海道開拓使を任命して、北海道の開拓･経営に全力を上げるも、サハリン（樺太）に割く余力はなかった。他方、ロシアはサハリン全島の領有を求めていた。

3.1.2. 条約交渉

1874 年 3 月	榎本武揚、ウルップ島からカムチャツカ半島までの島々と樺太（サハリン）との交換の訓令をもって、初代駐露公使として赴任
1875 年 1 月 2 日	ロシア側交渉責任者ストレモウーホフ･アジア局長、サハリンと、ウルップ島よりオネコタン島（いわゆる中千島）までとの交換を要求 ロシア船が、オネコタン島とパラムシル島との間のアンフェリト海峡を通航しているため
3 月 4 日	榎本、日本側条件（上記訓令の内容）を提示
3 月 24 日	ストレモウーホフ、日本の主張に同意
5 月 7 日	ペテルブルグ条約調印（正文はオランダ語）

3.1.3. 条約第 2 款

従来の説
　第 2 款は、クリル諸島がウルップ島および以北の 18 島であることを明らかに示している
それへの反論
　榎本の意図的な誤訳に基づく誤解であり、ウルップ島および以北の 18 島はクリル諸島の一部であることは明らか

日本語訳　サハリンと「現今所領クリル群島即ち第 1 シュムシュ、第 2 アライド・・・・第 18 ウルップ共計 18 島」とを交換
　「クリル群島＝18 島」と読める

英訳　“the group of islands called Kuriles, which he possesses actually, …… This group comprises the eighteen islands named below: (1) Shumushu, …….”
「自らが現在所有しているクリルと呼ばれる島々のグループ･･･このグループには以下の 18 島が含まれる。(1)シュムシュ島･･･」
　which の先行詞が the group あるいは the group of islands であるとすれば、必ずしもサハリンとクリル島全島とを交換するのではなく、サハリンとクリル島のうちの 18 島のグループと交換する、と読める
　樺太と千島全島とを交換したというように、粉飾したかったのか？

3.2. 日露戦争

3.2.1. 日露戦争への道

1873 年　「征韓論」起こる
1875 年 9 月 10 日　江華島事件
　ソウル入口の江華島付近で韓国軍が日本軍艦に砲撃、これに対し日本軍が逆襲
1976 年 2 月 26 日　日朝修好条約
　朝鮮に不平等条約を押し付け開国させる
　その後、米朝・英朝条約が締結される
1884 年 7 月 7 日　露朝条約
1891 年 5 月　日本訪問を終えた皇太子ニコライ、ヴラジヴォストークでシベリア鉄道起工式を行う
1894 年 7 月 25 日　日本海軍、清国軍艦を攻撃
8 月 1 日　日本、清国に宣戦布告
1895 年 4 月 17 日　日清講和条約（下関条約）締結
　日本は朝鮮の独立を認めさせ、遼東半島･台湾･澎湖島の譲渡、3 億 1000 万円の賠償金を獲得する
4 月 23 日　独仏露公使、外務次官を訪れ、清国への遼東半島返還を勧告（三国干渉）
5 月 4 日　日本政府、遼東半島放棄を決定
　「臥薪嘗胆」のスローガンはやる
7 月 6 日　朝鮮王妃の閔妃（ミンピ）ら、ロシア公使と結んでクーデタ、親日派を追放、親露派を登用
10 月 8 日　閔妃、日本軍により殺害される（三浦梧楼駐朝大使による画策）
1896 年 2 月 11 日　朝鮮国王高宗（コジョン、閔妃の夫）と王子、ロシア大使館に逃れる
1897 年 12 月 15 日　ロシア艦隊、旅順入港
1898 年 3 月 27 日　ロシア、大連・旅順両港の租借権（25 年）と南満州鉄道敷設権を獲得
1900 年　義和団事件を契機に、ロシア軍、満州に駐屯。
1902 年 1 月 30 日　日英同盟調印
1903 年 12 月半ば　ニコライ 2 世、会議で、「戦争は問題にならない」と日露間の戦争を否定
1904 年 1 月 21 日　高宗、中立宣言
1 月 29 日　ロシア、朝鮮の中立を承認
2 月 4 日　日本政府、日露開戦を決定
2 月 6 日　栗野駐露公使、国交断絶を通告。ロシア政府動かず。翌日、ニコライ 2 世は大臣たちと会わず読書と散歩をしただけ。
2 月 8 日　日本陸軍、仁川上陸。海軍、旅順攻撃。
2 月 10 日　日本、ロシアに宣戦布告

3.2.2. 日露戦争の経過

1904 年 2 月 24 日　第 1 次旅順港閉塞作戦
3 月 27 日　第 2 次旅順港閉塞作戦
5 月 3 日　第 3 次旅順港閉塞作戦
8 月 10 日　黄海海戦
8 月 14 日　蔚山沖海戦

8 月 19〜24 日	第 1 回旅順総攻撃（背後の 203 高地攻防戦、日本軍死傷者 1 万 5860 人）
8 月 22 日	日韓協約（第 1 次）調印（韓国は日本政府推薦の財政･外交顧問を任用、外国との条約締結・特権譲与につき日本政府と事前協議）
8 月 28 日〜9 月 4 日	遼陽会戦（日本軍死傷者 2 万 3533 人）
10 月 10〜20 日	沙河会戦（日本軍死傷者 2 万 497 人）
10 月 26〜31 日	第 2 回旅順総攻撃（日本軍死傷者 3830 人）
11 月 26 日〜12 月 5 日	第 3 回旅順総攻撃（203 高地占領、日本軍死傷者 1 万 6935 人）
1905 年 1 月 1 日	旅順ロシア守備隊降伏
1 月 22 日	サンクト・ペテルブルクで「血の日曜日事件」（第 1 次ロシア革命はじまる）
3 月 1〜16 日	奉天会戦（日本軍死傷者 7 万 28 人）
4 月 21 日	日本政府、閣議で講和条件（絶対条件 3、相対条件 4）決定（賠償金・樺太割譲は相対条件）
5 月 27〜28 日	日本海海戦
6 月 1 日	米国大統領に日露講和斡旋を依頼
6 月 9 日	米国、日露両国に講和を勧告
6 月 27 日	戦艦ポチョムキンの反乱（ロシア、オデッサ）
7 月 7 日	日本軍、南樺太に上陸
7 月 24 日	日本軍、北樺太に上陸
7 月 29 日	桂・タフト覚書（米国のフィリピン統治と日本の韓国における優越的支配権の承認に関する密約）
7 月 31 日	ロシア・サハリン守備隊、降伏
8 月 10 日	第 1 回講和会議（全権小村寿太郎・セルゲーイ・ウィッテ）
8 月 22 日	米国大統領、日本に賠償金請求を放棄するよう勧告
9 月 5 日	日露講和条約調印、日比谷焼き打ち事件
10 月 30 日	ニコライ 2 世「10 月宣言」（国会開設）
11 月 27 日	第 2 次日韓協約調印（韓国の対外関係は日本の外務省が処理、日本政府代表として京城＝現在のソウルに総監を置く）

3.3. ポーツマス条約

3.3.1. 日本の要求

絶対的必要条件

①韓国ヲ全然我自由処分ニ委スルコトヲ露国ニ約諾セシムルコト
②一定ノ期限内ニ露国軍隊ヲ満州ヨリ撤退セシムルコト
③遼東半島租借権及哈爾濱旅順間鉄道ヲ我方ニ譲与セシムルコト

比較的必要条件

①軍費ヲ賠償セシムルコト
②戦闘ノ結果中立港ニ鼠入セル露国艦艇ヲ交付セシムルコト
③薩哈嗹及其付属諸島ヲ割譲セシムルコト
④沿海州沿岸ニ於ケル漁業権を與ヘシムルコト

付加条件

①極東ニ於ケル露国海軍力ヲ制限スルコト
②浦塩港ノ武備ヲ撤シ商港トナスコト

3.3.2. ロシアの条件

絶対に受け入れられない要求

①ロシア領土の割譲
②賠償金支払い
③ヴラジヴォストークの武装解除、太平洋にロシア海軍力を維持する権利の剥奪
④ヴラジヴォストークに通じる鉄道線の譲与

何らかの合意に達しうる要求

①旅順と大連
②満州における両国の相互関係の調整
③朝鮮

3.3.3. サハリン問題と賠償金でもめる

ロシア皇帝ニコライ 2 世は交渉決裂の場合、戦争続行も辞さないと考えていた
日本側は戦争続行は不可能

ウィッテが独自にサハリン南半部の割譲を決断
日本側は賠償金要求を放棄

ウィッテは帝国の危機を救ったとされ、伯爵位を贈られた
日本では講和は評判が悪く、各地で反対運動が起きた

3.4. 日露協約体制と韓国併合

1907 年 7 月 30 日	第 1 次日露協約調印 満州独占化を図る日本と市場開放を迫る米国との対立を背景に日露関係の協調が進む。秘密条項で、満州における日露の勢力範囲を確定し、日本の朝鮮支配とロシアのモンゴル支配を相互承認
1909 年 10 月 26 日	ロシア蔵相との会談のため哈爾濱駅に到着した伊藤博文、韓国人安重根に銃殺される
1910 年 7 月 4 日	第 2 次日露協約調印 秘密条項で、相互の特殊権益が第三国によって侵された場合、共同行動・相互援助を協議することを約す。米国の満鉄中立化案の提案に対抗し、米国の対中政策に対する日露共同戦線を形成
8 月 22 日	日韓条約調印により韓国併合
1911 年 6 月 1 日	日露逃亡犯罪人引渡条約調印 ロシア国内の反日朝鮮人、日本国内のロシア人革命家の取締りのため
1912 年 7 月 8 日	第 3 次日露協約 勢力範囲の分割線を内モンゴルの境界線まで延長し、内モンゴルを東西に分割し、対米日露提携を強化
1916 年 7 月 3 日	第 4 次日露協約 第三国の中国支配を防ぎ、戦時の相互援助と単独不講話を定めた事実上の軍事同盟。極東における軍事行動を含めた日露の共同戦線を樹立し、従来の協約を拡張しその適用範囲も中国全土に拡大